

各教育局長 様

学校教育局参事（生徒指導・学校安全）

命を大切にする指導の充実について（通知）

このことについては、これまでも各学校や各市町村教育委員会に対し、指導・助言していただいているところですが、道内においては、8月に入り、空知管内で中学生が遊水地で遊んでいて水死する事故、後志管内で中学生が海水浴中に溺れ、一時心肺停止状態となる事故、上川管内で小学生が道路で自動車と接触し重体となる事故が相次いで発生しています。

また、昨年度は、夏季休業が終了した時期の8月から9月にかけて、中学生や高校生が自ら命を絶つという痛ましい事故が発生しています。

つきましては、管内の道立学校及び市町村教育委員会に対し、次の事項に留意するとともに、参考通知を活用するなどして、命を大切にする指導の一層の充実を図るよう指導をお願いします。

なお、本通知の取扱いについては、所管する学校に遺漏なく周知するとともに、各市町村教育委員会に対してもその旨指導願います。

記

- 1 児童生徒が自ら日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとることができるよう安全指導を徹底すること。
- 2 児童生徒が個人やグループで水泳や水遊びなどに出かけるときには、必ず保護者や水泳の熟練者と同行することや、危険な場所には絶対に立ち入らないことについて指導を徹底するとともに、事前に、行き先、帰宅の予定日時、同行者等を家庭に知らせるよう習慣づけること。
- 3 海、河川、湖沼池、用水堀、プールなどの水難事故発生のおそれのある場所については、防護さく、蓋、危険表示の掲示板や標識の整備、監視員の配備、巡回指導の周知など、市町村、警察署、消防署、海上保安部署、保健所等との協力により点検等を行い、事故防止のため万全の安全確保措置を講ずること。
- 4 交通事故の防止については、交通法規の遵守や道路の安全な歩行はもとより、自転車の安全な走行や乗用マナー、他人の乗用車や二輪車に安易に同乗しないことなどについて指導を徹底すること。
- 5 夏季休業が終了した時期においては、学級担任や管理職をはじめとして、養護教諭やスクールカウンセラーなど教職員等が協力して、児童生徒の様子に十分な注意を払い、児童生徒が発する変化の兆候を見逃すことなく、その実状や心情を把握した上で、家庭や関係機関等との連携も図りながら、児童生徒の実態に十分配慮した適切な対応に努めること。

【参考通知】

「夏季休業に向けての児童生徒の指導等について」（平成 25 年 7 月 11 日付け教生学第 286 号）

「水泳等の事故防止について」（平成 25 年 5 月 31 日付け教健体第 265 号）

「命を大切にする指導の徹底について」（平成 24 年 9 月 7 日付け教生学第 402 号）

「児童生徒の交通事故の防止について」（平成 24 年 9 月 7 日付け教生学第 404 号）

（生徒指導・学校安全グループ）